

使用可能時間

○体育館

小学校 平日 19時～22時
土・日・祝 9時～22時
中学校 全日 19時～22時

○グラウンド（小学校のみ）

土・日・祝 9時～18時

使用のきまり

学校施設は、児童・生徒のための施設です。グラウンド・体育館が常に良好な状態で使用できますように以下の点に留意の上、施設の使用をお願いします。

【共 通】

- 1 施設は、明確な管理責任者（管理指導員）の下、使用してください。
- 2 使用中は、安全に留意し、事故のないようにくれぐれも気をつけてください。
- 3 必要な用具等は、各団体で御用意してください。
- 4 校地内は、必ず最徐行で運転し、校内への進入は、早くても使用開始時間の15分くらい前とし、指定された駐車位置を順守してください。送迎の際の車の乗り降りは、必ず校地内でお願いします。
なお、学校周囲への路上駐車は、近隣住民の迷惑となりますので、絶対に停めないでください。
- 5 過剰な声援及び楽器を使用した応援、早朝や夜間の屋外での会話や、車のアイドリングなど、近隣住民の迷惑になる行為は、止めてください。
- 6 校地内は、火気厳禁、全面禁煙です。
- 7 使用した備品などは、必ず元の場所へ戻してください。万が一施設または物品を破損・紛失した場合や、事故が発生した場合は、使用日翌日（急を要する時はただちに）に必ずスポーツ魅力創造課（046）225-2530に御連絡ください。
また、施設使用に際し、お気付きのことがある場合は情報の提供をお願いします。
- 8 事故が発生した場合、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、使用者がその責任を負うものとします。
- 9 使用後は必ず清掃および消灯・施錠を徹底してください。（トイレも忘れずに）
- 10 ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 11 自然災害等により、避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）が発令されている間及び、解除された日の開放は中止としますので、御注意ください。
- 12 学校行事・地域行事・選挙等のため使用できないことがあります。
施設の使用状況は市ホームページで公開しますので、確認をお願いします。

【グラウンド】

- 1 グラウンドでの飲食は、昼食・給水以外はしないでください。バーベキューは、禁止します。
- 2 固定してあるサッカーゴール、バスケットゴール、ハンドボールゴール、遊具等は、絶対に移動しないでください。
- 3 **使用予定時間の 15 分前に活動を終了し、トンボ・ブラシがけをするなど、良好な状態に整備し、使用した物品は、必ず、元の場所に戻してください。また、長雨や霜解け等でグラウンドの状態が悪い場合は、使用しないでください。**
- 4 フェンスにボールを当てるような行為は、止めてください。
- 5 スプリンクラーがあるグラウンドについては、勝手に操作しないでください。

使用後の確認事項

- グラウンド整備 整理整頓 ごみ拾い・ごみの持ち帰り
 施錠 トイレの点検・清掃

【体育館】

- 1 体育館フロア内は、給水以外はしないでください。用具室内も飲食は禁止です。
- 2 舞台の上は、立ち入り禁止です。緞帳、袖幕などには、手を触れないでください。また、子どもが用具室等で遊ぶことがないように厳重に指導してください。幼児をお連れの場合、特に注意願います。
- 3 床への湿布は禁止とします。(床を水拭きしたり、滑り止めのために靴底を湿らせたりしないでください。また、目印のためにテープを貼ることは禁止とします。)
- 4 体育館内にあるマットの上に乗ったり、荷物を置いたりしないでください。
- 5 **使用予定時間の 15 分前に活動を終了し、モップ掛けなどをして、良好な状態に戻してください。また、必ず日誌に団体名・利用人数を記入してください。**

使用後の確認事項

- モップ掛け 整理整頓 ごみの持ち帰り 消灯
 トイレの点検・清掃 窓しめ・施錠 日誌記入

皆様が気持ちよく利用できるよう以上の約束を守ってください。

留意事項

【使用時間の遵守について】

施設を使用する際は、規定の使用時間を厳守してください。
また、施設の使用開始時間よりも早く集まりすぎることがないようにしてください。

【団体の登録について】

登録内容に変更（住所変更や人数等）が生じたときは、必ずスポーツ魅力創造課に御連絡ください。

【代表者と管理指導員の選出について】

1 代表者

団体の使用についての全体的な責任を負える方。

2 管理指導員

代表者が管理指導員を兼務する場合は1人選出、それ以外の場合は2人選出。

施設を使用する際は、必ず立ち合い、団体の使用に際して以下のようない務を行える方。

(1) 校内での団体（対戦チームを含む）の活動について指導・監督

(2) 使用許可時間の周知徹底

(3) 使用後の備品等の片付け及び整備を指導・監督

(4) 貸与した鍵の管理。体育館及びその他の出入口の開錠・施錠

(5) 貸与された物品の保管

(6) 管理指導日誌への記録

(7) 教育委員会又は、校長が指示した事項を団体加入者に周知すること。

【駐車場の使用について】

駐車位置及び駐車台数を市ホームページに掲載しておりますので、駐車スペース及び、駐車台数をお守りください。

厚木市ホームページ > 文化・スポーツ > スポーツ > 学校体育施設開放

【グラウンド及び体育館が使用出来ない期間及び日程】

【グラウンド】

運動会前、学校閉庁日

依知南小学校、北小学校、緑ヶ丘小学校については使用できません。

【体育館】

1 中学校の部活が、使用する時間帯は使用できません。以下は、令和7年度の例です。

依知南小学校

土曜日 9時～13時 通年

小鮎小学校

土曜日、日曜日、祝日 9時～13時 通年

南毛利小学校

土曜日、日曜日、祝日 9時～16時 年間平均、月2回程度

鳶尾小学校

土曜日、祝日 9時～16時 年間平均、月3回程度

2 小学校のほとんどは、2月下旬から3月末まで使用できません

3 学校閉庁日

【管理日誌について】* 体育館開放団体のみ

活動後は、清掃・消毒等を行い、管理日誌に記載されている「利用後の確認事項」の欄で確認した項目をチェックしてください。

また、使用人数の記入をお願いします。

* 確認は、必ず代表者、又は管理指導員が行ってください。

【開放日程の変更について】

学校開放は、学校・地域等の行事以外で、空いている日程を社会教育団体に開放しています。年度当初に年間の日程が決まったとしても、学校・地域等の行事が入り、使用できない場合がありますので、日程をずらすことが出来ないものについては、他の施設を使用することを考えてください。利用日程に変更が生じた場合、個別で連絡はいたしませんので、お手数ですが、使用日前に必ずホームページに掲載されている各校の予定表をご確認いただきますようお願いいたします。

厚木市ホームページ (<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>)

「文化・スポーツ」→「スポーツ」→「学校体育施設開放」→「学校体育館開放」→

「学校体育館開放団体専用 一掲示板一」又は「学校グラウンド開放団体専用 一掲示板一」… をクリック